

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 9



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- 鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則 (※) (学事法制課取扱い) 1

規 則

鹿児島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第21号

鹿児島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県情報公開条例施行規則 (平成13年鹿児島県規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第14条第 7 号オ中「鹿児島県個人情報保護条例 (平成14年鹿児島県条例第67号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」に、「個人条例」を「個人情報保護法」に、「個人条例第17条第 1 項」を「個人情報保護法第82条第 1 項」に、「第29条第 1 項」を「第93条第 1 項」に、「第37条第 1 項」を「第101条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第22号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号。以下「政令」という。)及び鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年鹿児島県条例第33号。以下「条例」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第 2 条 法第75条第 1 項の帳簿は、個人情報ファイル簿 (別記第 1 号様式) によるものとする。

(開示請求書)

第 3 条 法第77条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書 (別記第 2 号様式) によるものとする。

(開示決定等の通知)

第 4 条 法第82条第 1 項の書面は、保有個人情報全部 (一部) 開示決定通知書 (別記第 3 号様式) によるものとする。

2 法第82条第 2 項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書 (別記第 4 号様式) によるものとする。

とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第 5 号様式）によるものとする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第 6 条 条例第 4 条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書（別記第 6 号様式）によるものとする。

(事案移送通知書)

第 7 条 法第 85 条第 1 項及び第 96 条第 1 項の書面は、保有個人情報事案移送通知書（別記第 7 号様式）によるものとする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第 8 条 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、保有個人情報意見書提出機会付与通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

2 法第 86 条第 3 項の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書（別記第 9 号様式）によるものとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第 9 条 法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 2 の項において同じ。）若しくはビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 3 の項において同じ。）に複製したものの交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。別表の 4 の項第 2 号において同じ。）に複製したものの交付

(開示の実施等)

第 10 条 法第 87 条第 1 項の規定による開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 保有個人情報が記録された公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

4 保有個人情報が記録された公文書の写し又は複製したものの交付の部数は、一の開示請求につき一部とする。

(開示の実施の方法の申出)

第 11 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法申出書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

(費用の額等)

第 12 条 条例第 5 条に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録された公文書の種別について、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額（郵送料を除く。次項において同じ。）は、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

2 条例第 5 条に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該保有個人情報の写し等の交付又は開示の実施に要する費用の額とする。

3 政令第 28 条第 4 項の規則で定める方法は、郵便切手又は実施機関が適当と認める方法によ

り納付するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項並びに政令第 28 条第 4 項に規定する費用は、前納しなければならない。

5 条例第 5 条第 2 号の閲覧に準ずるものとして規則で定めるものは、第 9 条各号に規定する開示の実施の方法のうち、用紙に出力したものの閲覧並びに専用機器により再生したものの閲覧及び視聴とする。

（訂正請求書）

第 13 条 法第 91 条第 1 項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記第 11 号様式）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第 14 条 法第 93 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第 12 号様式）によるものとする。

2 法第 93 条第 2 項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第 13 号様式）によるものとする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第 15 条 法第 94 条第 2 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第 14 号様式）によるものとする。

（訂正決定等期限特例適用通知書）

第 16 条 法第 95 条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書（別記第 15 号様式）によるものとする。

（訂正内容通知書）

第 17 条 法第 97 条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書（別記第 16 号様式）によるものとする。

（利用停止請求書）

第 18 条 法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記第 17 号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第 19 条 法第 101 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第 18 号様式）によるものとする。

2 法第 101 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第 19 号様式）によるものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第 20 条 法第 102 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第 20 号様式）によるものとする。

（利用停止決定等期限特例適用通知書）

第 21 条 法第 103 条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（別記第 21 号様式）によるものとする。

（審査会に諮問をした旨の通知）

第 22 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記第 22 号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表の方法）

第 23 条 条例第 8 条の規定による運用状況の公表は、鹿児島県公報に登載して行うものとする。

（雑則）

第 24 条 この規則に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（鹿児島県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成 15 年鹿児島県規則第 1 号）は、廃止する。

（鹿児島県個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の際現に廃止前の鹿児島県個人情報保護条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第12条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したもの （日本産業規格A列3番 （以下「A3判」という。） 以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
2 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの 交付		1巻につき50円
3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したもの の交付		1巻につき80円
4 電磁的記録（2の 項又は3の項に該当 するものを除く。）	(1) 用紙に出力したもの （A3判以下のものに限 る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
	(2) フレキシブルディスクカートリッ ジに複写したものの交付		1枚につき20円

注 1の項又は4の項第1号において、両面印刷とするときは、片面を1枚として金額を算定する。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	
行 政 機 関 等 の 名 称	
個 人 情 報 フ ァ イ ル が 利 用 に 供 さ れ る 事 務 を つ か さ ど る 組 織 の 名 称	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は , そ の 旨	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名 称)
	(所 在 地)
訂 正 及 び 利 用 停 止 に 関 す る 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 特 別 の 手 続 等	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	<input type="checkbox"/> 法 第 60 条 第 2 項 第 1 号 (電 算 処 理 フ ァ イ ル) 政 令 第 21 条 第 7 項 に 該 当 す る フ ァ イ ル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法 第 60 条 第 2 項 第 2 号 (マ ニ ュ ア ル 処 理 フ ァ イ ル)
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 提 案 の 募 集 を す る 個 人 情 報 フ ァ イ ル で あ る 旨	
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 概 要	
作 成 さ れ た 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 に 関 す る 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	
作 成 さ れ た 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 に 関 す る 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	
備 考	

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

殿

住所 (居所)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容 (保有個人情報が特定できるように、 公文書の名称、知りたいと思う事項 の概要等を具体的に記載してくだ さい。)		
開 示 の 実 施 の 方 法	文 書 ・ 図 画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電 磁 的 記 録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施できない場合があります。
写 し 等 の 交 付 の 方 法		<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付
本 人 の 状 況 等 (代理人が請求す る場合に記入し てください。)	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者
	本 氏 名	
	住 所 (居 所)	
	人 電 話 番 号	

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。
- 2 「開示の実施の方法」欄及び「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。その際は、後日、別途、保有個人情報開示実施方法申出書により申し出てください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注3に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注3に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるもの又は本人の注3に掲げる書類を添付したもの）を係員に提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により請求をする場合や写し等の送付を希望する場合は、請求者資格や住所を確認するため、住民票の写し等を併せて提出してください。

【 職 員 記 入 欄 】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

第 3 号 様 式 (第 4 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 全 部 (一 部) 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関 印

年 月 日 付 け で 開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 開 示 す る こ と を 決 定 し た の で , 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 82 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
開 示 す る 保 有 個 人 情 報 の 利 用 目 的		
求 め る こ と が で き る 開 示 の 実 施 の 方 法		
開 示 を 実 施 す る 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分
	場 所	
開 示 し な い 部 分 及 び 開 示 し な い 理 由		
開 示 の 実 施 の 方 法 の 申 出 に 関 す る 事 項		
事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線	
備 考		

- 注 1 開 示 を 実 施 す る 日 時 に 都 合 が 悪 い と き は , あ ら か じ め そ の 旨 を 電 話 等 に よ り , 事 務 担 当 課 ま で 連 絡 し て く だ さ い 。
- 2 本 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (運 転 免 許 証 等) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 3 法 定 代 理 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 法 定 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 法 定 代 理 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (戸 籍 謄 本 等) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 4 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 本 人 の 記 名 及 び 押 印 が あ る 委 任 状 (押 印 し た 印 鑑 に 係 る 印 鑑 登 録 証 明 書 の 添 付 が あ る も の 又 は 本 人 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し た も の) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 5 郵 送 に よ り 写 し 等 の 交 付 を 実 施 す る 場 合 は , 注 2 か ら 4 ま で の 手 続 は 不 要 で す 。
- 6 開 示 決 定 に 係 る 保 有 個 人 情 報 に 第 三 者 に 関 す る 情 報 が 含 ま れ て い る 場 合 に お い て , 当 該 第 三 者 か ら 審 査 請 求 が あ っ た と き は , 当 該 保 有 個 人 情 報 の 全 部 若 し く は 一 部 を 開 示 す る こ と が で き な く な る 場 合 又 は 開 示 の 日 時 を 変 更 す る 場 合 が あ り ま す の で , 御 了 承 く だ さ い 。

こ の 決 定 に 不 服 が あ る 場 合 に は , 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) の 定 め る と ころ に よ り こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 月 以 内 に , 対 し て 審 査 請 求 を し , 又 は 行 政 事 件 訴 訟 法 (昭 和 37 年 法 律 第 139 号) の 定 め る と ころ に よ り こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 に , 県 を 被 告 と し て (訴 訟 に お い て 県 を 代 表 す る 者 は とな り ま す) こ の 決 定 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す 。

た だ し , 審 査 請 求 を し た 場 合 は , こ の 決 定 の 取 消 し の 訴 え は , そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 の 通 知 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 に 提 起 し な け れ ば な り ま せ ン 。

第 4 号 様 式 (第 4 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 不 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日 付 け で 開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 開 示 し な い こ と を 決 定 し た の で , 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 82 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い 理 由	
事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は
 となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 5 号 様 式 (第 5 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日 付 け で 開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 開 示 決 定 等 の 期 間 を 延 長 し た の で , 鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
延 長 前 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延 長 の 理 由	
事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
備 考	

第6号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示決定等については、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定を適用することとしたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
45日以内に開示請求に係る全ての保有個人情報について開示決定等を行うことができない理由	
相当の部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	

第 7 号 様 式 (第 7 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日 付 け で 開 示 請 求 (訂 正 請 求) の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 開 示 (訂 正) に つ い て は, 次 の と お り 事 案 を 移 送 し た の で, 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 85 条 第 1 項 (第 96 条 第 1 項) の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

開 示 請 求 (訂 正 請 求) に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
移 送 を し た 実 施 機 関 及 び 事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
移 送 を 受 け た 実 施 機 関 及 び 事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
備 考	

注 この開示請求(訂正請求)に係る開示決定等(訂正決定等)については,移送を受けた実施機関が行います。

第 8 号 様 式 (第 8 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 意 見 書 提 出 機 会 付 与 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項（第2項）の規定により通知します。

ついては、この保有個人情報を開示することについて、意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に関する意見書」に記入して提出してください。

開示請求に係る保有個人情報 の 内 容	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用する理由)
あなた（貴 ）に関する 情 報 の 内 容	
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
意 見 書 の 提 出 先	
備 考	

注 1 上記提出期限までに「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

2 のある欄は、該当する にレ印を付けてください。

(別紙)

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

殿

住所（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付で通知があったことについての意見は、次のとおりです。

保有個人情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 具体的理由

注 「開示についての意見」欄は、該当する□にレ印を付けてください。

なお、「開示されると支障がある。」を選択した場合には、「(1) 支障がある部分」及び「(2) 具体的理由」も記入してください。

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり（一部を）開示することとしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 の 内 容	
（一部を）開示することとしたあなた（貴 ）に関する情報の内容	
開 示 の 理 由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までに に対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 10 号 様 式 (第 11 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 実 施 方 法 申 出 書

年 月 日

殿

住所 (居所)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

開示の実施の方法について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示決定に係る通知書の 日付及び番号	年 月 日 第 号	
事務担当課	電話番号 () 内線	
開示の実 施の 方 法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電 磁 的 録 音	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施できない場合があります。
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	
備 考		

- 注 1 保有個人情報開示請求書を提出した際に、「開示の実施の方法」欄又は「写し等の交付の方法」欄を記載されな
かった場合に、この申出書を提出してください。
- 2 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の
方法を、備考欄に記入してください。

第 11 号 様 式 (第 13 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

殿

住所 (居所)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	開示決定に係る通知書 の 日 付 及 び 番 号		年 月 日 第 号
	開示を受けた年月日		年 月 日
	訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	訂 正 請 求 の 箇 所, 内 容 等	
訂 正 請 求 の 理 由			
本人の状況等 (代理人が請求す る場合に記入し てください。)	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者	
	本 氏 名		
	住 所 (居所)		
	人 電 話 番 号		

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。
 2 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類 (運転免許証等) を係員に提示し、又は提出してください。
 3 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注 2 に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類 (戸籍謄本等) を係員に提示し、又は提出してください。
 4 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注 2 に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状 (押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるもの又は本人の注 2 に掲げる書類を添付したもの) を係員に提示し、又は提出してください。
 5 郵送により請求する場合は、住民票の写し等を併せて提出してください。
 6 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を併せて提示し、又は提出してください。

【 職員記入欄 】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	<input type="checkbox"/> 保有個人情報全部 (一部) 開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他 ()
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

第 12 号 様 式 (第 14 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関 回

年 月 日 付 け で 訂 正 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 訂 正 す る こ と を 決 定 し た の で , 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 93 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第14号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第15号様式（第16条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正決定等については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等に 特に長期間を 要する理由	
訂正決定等を する期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 () 内線
備 考	

第 16 号 様 式 (第 17 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 内 容 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

現在、あなた（貴 ）に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 請 求 者 の 氏 名 等 保 有 個 人 情 報 を 特 定 す る た め の 情 報	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 課	電 話 番 号 () 内 線
備 考	

第 17 号 様 式 (第 18 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

殿

住所 (居 所)
 氏 名
 (法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)
 電 話 番 号 ()

個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 99 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 有 個 人 情 報 の 利 用 停 止 を 請 求 し ま す 。

利 用 停 止 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	開 示 決 定 に 係 る 通 知 書 の 日 付 及 び 番 号	年 月 日 第 号
	開 示 を 受 け た 年 月 日	年 月 日
	利 用 停 止 請 求 の 趣 旨	<input type="checkbox"/> 第 1 号 該 当 → <input type="checkbox"/> 利 用 の 停 止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 第 2 号 該 当 → 提 供 の 停 止
利 用 停 止 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	利 用 停 止 請 求 の 理 由	
本 人 の 状 況 等 (代 理 人 が 請 求 す る 場 合 に 記 入 し て く だ さ い 。)	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未 成 年 者 (年 月 日 生) <input type="checkbox"/> 成 年 被 後 見 人 <input type="checkbox"/> 委 任 者
	本 氏 名	
	住 所 (居 所)	
	人 電 話 番 号	

- 注 1 の ある 欄 は , 該 当 す る に レ 印 を 付 け て く だ さ い 。
- 2 本 人 が 請 求 す る 場 合 は , 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (運 転 免 許 証 等) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 3 法 定 代 理 人 が 請 求 す る 場 合 は , 法 定 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 法 定 代 理 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (戸 籍 謄 本 等) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 4 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 が 請 求 す る 場 合 は , 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 本 人 の 記 名 及 び 押 印 が あ る 委 任 状 (押 印 し た 印 鑑 に 係 る 印 鑑 登 録 証 明 書 の 添 付 が あ る も の 又 は 本 人 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し た も の) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 5 郵 送 に よ り 請 求 す る 場 合 は , 住 民 票 の 写 し 等 を 併 せ て 提 出 し て く だ さ い 。

【 職 員 記 入 欄 】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	<input type="checkbox"/> 保 有 個 人 情 報 全 部 (一 部) 開 示 決 定 通 知 書 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
備 考	

第19号様式（第19条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第20号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第21号様式（第21条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止決定等については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等に 特に長期間を 要する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日まで
事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	

第22号様式（第22条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の対象 になった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	